

健全化法に係る損失 補償債務等評価基準 検討WT・説明資料

平成20年1月18日

金融庁検査局

金融機関における資産査定

- 資産査定とは、金融機関の保有する資産を個別に検討して、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに従って区分すること。金融機関が信用リスクを管理するための手段であるとともに、適正な償却・引当を行うための準備作業である。
- 債権の資産査定に当たっては、債務者区分を行った上で、債権の資金使途等の内容を個別に検討し、担保や保証等の状況を勘案のうえ、債権の回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて、分類を行っている。

資産査定の流れ

返済能力に応じ

債務者区分

保全状況等を勘案して

債権分類

償却・引当

○正常先

○Ⅰ分類

○要注意先

○Ⅱ分類

○破綻懸念先

○Ⅲ分類

○実質破綻先

○Ⅳ分類

○破綻先

債務者区分とは

- 金融機関の債務者を返済能力に応じ
 - 正常先
 - 要注意先
 - 破綻懸念先
 - 実質破綻先
 - 破綻先
- に区分する。

- 正常先・・・業況が良好かつ財務内容にも特段の問題のない債務者
- 要注意先・・・①貸出条件・履行状況に問題のある債務者、②業況が低調・不安定、財務内容に問題がある等今後の管理に注意を要する債務者
- 破綻懸念先・・・現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
- 実質破綻先・・・法的・形式的には経営破綻していないが、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者
- 破綻先・・・法的・形式的に経営破綻した債務者

債務者区分の判断材料

以下の材料等に基づき、業種の特性も踏まえ総合的に勘案※

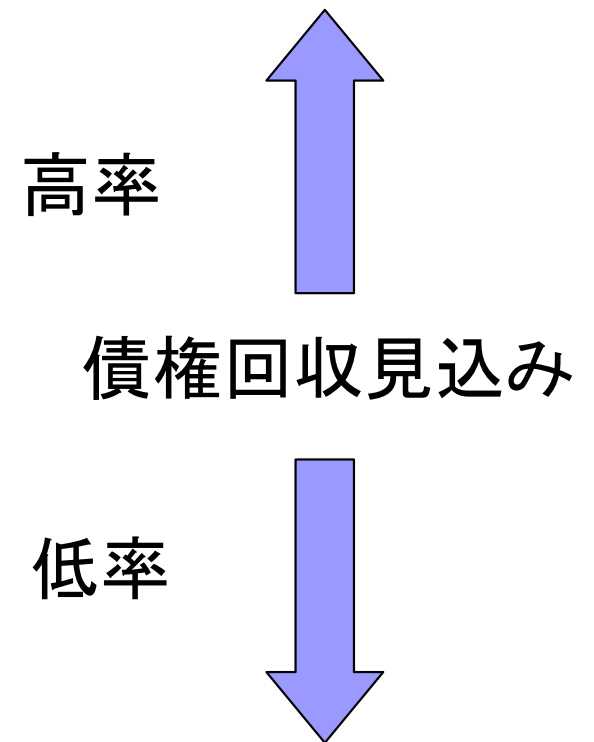
- 実態的な財務状況、資金繰り、収益力
- 貸出条件及び履行状況
- 事業の継続性と収益性の見通し
- キャッシュ・フローによる債務償還能力
- 経営改善計画等の妥当性
- 金融機関等の支援状況
- 親会社等の支援状況（親会社の財務状況、支援実績、今後の支援見込み等）

※ 特に、中小・零細企業については、財務状況のみならず、技術力、販売力や成長性、役員に対する報酬の支払い状況、代表者等の収入状況・資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、経営実態を踏まえて判断する。

分類とは

- 金融機関の債務者への債権ごとに、債務者区分と担保・保証に応じた回収可能性を区分する。

- I 分類
(正常債権)
- II 分類
(回収に注意を要する債権)
- III 分類
(回収に重大な懸念のある債権)
- IV 分類
(回収不能債権)



債務者区分と分類の関係

		保全状況				
		優良担保・保証	一般保証及び一般担保の処分可能見込額 (注2)	一般担保の時価と処分可能見込額の差	保全なし	
返済能力	正常先	I 分類				
	要注意先(注1)					II 分類
	破綻懸念先	III 分類				
	実質破綻先			IV 分類		
	破綻先					

注1) 要注意先への債権は、優良担保・保証がなくても、企業の財務状況や資金用途等により、一部が I 分類となる場合がある。

注2) 一般担保の処分可能見込額とは、担保の処分により回収が確実に見込まれる額をいう。時価評価の精度が高い場合には、時価と一致する。

担保・保証の種類

- 優良担保・・・預金、国債、決済確実な商業手形等
- 一般担保・・・優良担保以外の担保で客観的な処分可能性があるもの（不動産等）
- 優良保証・・・公的信用保証機関、金融機関、地方公共団体の損失補償契約等保証履行の確実性が極めて高い保証※、有配上場企業の保証、公的保険及び民間保険会社の保険
- 一般保証・・・優良保証以外の保証。十分な保証能力を有する事業会社及び個人の保証が該当。

※ 保証機関等の状況、手続不備等の事情から代位弁済が疑問視される場合及び金融機関が履行請求の意思がない場合を除く

資産査定と償却・引当の関係

資産査定の結果に基づき償却・引当額の算定を行う。

- 正常先、要注意先^{※1}・・・信用格付毎^{※2}に過去の貸倒実績率等に基づき予想損失率を算出、これに区分毎の債権額に乗じて予想損失額を引当。
- 破綻懸念先・・・個別債務者毎に合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を引当。Ⅲ分類の債権額に予想損失率(過去の実績に個別の債務者毎の状況等を斟酌して決定)を乗じる方法等がある。
- 実質破綻先、破綻先・・・Ⅲ分類、Ⅳ分類とされた債権額全額を予想損失額として、引当又は直接償却。

※1 要注意先のうち、要管理先(3ヶ月以上延滞又は条件緩和先)の大口債務者への引当金は、個別の債務者毎に将来キャッシュ・フローを見積もって予想損失額を算定するDCF法が望ましいとされている。

※2 信用格付は債務者区分と整合的で、より細かく区分したもの。原則信用格付毎、最低でも債務者区分毎に予想損失率を算出する。